

「愛知県新型コロナウイルス等対策行動計画」の概要について

1 改定の経緯

愛知県新型コロナウイルス等対策行動計画は、2012 年に制定された新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、2013 年に策定された。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型コロナウイルスや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう新型コロナウイルス等対策政府行動計画が 2024 年 7 月 2 日に抜本的に改正されたため、県行動計画についても改定を行う。

2 基本理念

平時から感染症危機に対応できる体制を作ること、新型コロナウイルスや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に対応できる社会を目指す。

3 計画期間

2025 年度から 2030 年度までの 6 年間

4 対象疾患

新型コロナウイルス、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症

5 対策項目

6 項目だった対策項目を 13 項目に拡充し、内容を充実

6 フェーズごとの計画

有事の際の対応策を整理し、準備期（平時）の取り組みの充実を図るものとする。

全体を以下の 3 期に分けて記載

準備期：感染症が発生する前段階（平時）に必要な対応等を定めた計画

初動期：感染症の発生初期に必要な初動対応を定めた計画

対応期：感染症のまん延以降、収束するまでに必要な対応等を定めた計画

7 実効性の確保

毎年度、定期的なフォローアップを行い、取組の改善を行う。

また、県予防計画や県医療計画を始めとする新型コロナウイルス等への対応に関連する計画の見直し状況等も踏まえ、おおむね 6 年ごとに行動計画の改定を行う。

8 各論 13 項目の概要

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	- 実践的な訓練の実施 - 業務継続計画の作成 - 関係機関との連携構築	- 県対策本部の設置 - 必要時、県対策本部幹事会等にて、対応を協議	- 情報把握体制の一元化 - 必要時、総合調整・指示、応援職員の派遣・代行
②情報収集・分析	国や JIHS と連携して、情報収集分析の実施体制の運用訓練	国及び JIHS 等から情報を収集・分析する体制確立	国の方針を踏まえながら、地域の実情に応じた対策の見直し
③サーベイランス	国の技術的な指導や研修等を活用し、有事のサーベイランス実施体制に必要な準備	有事のサーベイランス開始（疑似症→全数把握、入院、病原体ゲノム等のサーベイランス）	- 退院の届け出等の要請 - 流行状況に応じたサーベイランス体制の柔軟な見直し
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	情報提供、共有の形態及び方法に関する体制の整備	準備期で整備した取り組みを実施	県民の関心事項等を踏まえ、引き続き取り組みを実施
⑤水際対策（新規）	検疫所との連携体制の構築	帰国者等の健康監視の実施	必要時、帰国者健康監視の継続
⑥まん延防止	まん延防止等重点措置、緊急事態宣言等発令時の対策に係る参考指標等の検討	まん延防止等重点措置、緊急事態宣言等発令時の準備	- 入院勧告・措置等 - 外出自粛、営業時間の変更、休業等の要請
⑦ワクチン（新規）	特定接種、住民接種体制の構築	ワクチン接種に携わる医療従事者の確保	特定接種、住民接種の実施
⑧医療	予防計画に基づく医療提供体制、宿泊療養施設の確保	流行初期の協定締結医療機関等へ対応準備要請	- 段階的な医療体制拡充 - 流行初期確保措置の実施
⑨治療薬・治療法（新規）	抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄	濃厚接触者等への予防投与	国と調整し、抗インフルエンザ薬の配分
⑩検査（新規）	迅速に検査を実施できる体制の整備・強化	予防計画に基づく検査体制の立ち上げ	国からの要請や状況に応じて検査体制の拡充
⑪保健（新規）	- 感染症対応人材の確保・育成、応援及び受援に関する体制の構築 - 保健所の業務継続計画の策定	- 保健所、衛生研究所における有事体制移行の準備状況確認 - 相談センターの整備	- 有事体制への速やかな移行や検査体制の拡充を推進 - 体制や対応の適宜見直し
⑫物資（新規）	県行動計画に基づき、感染症対策物資等を備蓄配置	感染症対策物資等について備蓄・配置状況の確認及び必要量の確保	個人防護具が不足する地域や医療機関への配布
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付交付等について、適切な仕組みの整備	市町村、事業者及び県民等に、事業継続のための準備等の呼び掛け	- 県民生活及び社会経済活動の安定の確保 - 影響を緩和する支援及び対策